

静岡県告示第167号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施する。

令和2年3月13日

静岡県知事 川勝平太

1 実施の対象となる疾病、目的、実施区域、家畜の種類・範囲、実施の期日及び検査の方法

対象疾病	目的	実施区域	家畜の種類・範囲	実施の期日	検査の方法
牛のヨーネ病	発生 予防	函南町、富士宮市（家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。）、静岡市（家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。）、磐田市、袋井市、浜松市西区、湖西市	次のいずれかに該当する生後180日齢以上の牛、又は家畜保健衛生所長が必要と認める牛 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前2項の牛と同一の施設内で飼育している牛	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	予備的抗体検出法による検査、遺伝子検査、ヨーニン検査
		上記区域を除く県下全域	家畜保健衛生所長が必要と認める牛		
牛の伝達性海綿状脳症	発生 予防	県下全域	牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となる牛、ただし同法同条第2項ただし書きに該当する場合を除く、又は家畜保健衛生所長が必要と認める牛	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間	家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に定める方法による検査
めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症	発生 予防	県下全域	12か月齢以上で死亡しためん羊又は山羊	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間	家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に定める方法による検査

鶏の家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)	発生 予防	県下全域	種卵の採取に供し、又は供する目的で飼育している鶏のうち家畜保健衛生所長が必要と認める鶏	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	凝集反応検査
腐蛆病	発生 予防	県下全域	養蜂振興法の規定により蜜蜂の飼育の届出を行った者が飼育する蜂群(ただし、反復利用可能な蜂房(巣礎または巣脾を備えた可動式巣板)を用いずに飼育される蜜蜂を除く。)、又は家畜保健衛生所長が必要と認める蜂群	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	臨床検査及び細菌学的検査
豚のオーエスキー病	発生 予防	県下全域	次のいずれかに該当する豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚 2 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚 3 肉用に供し、又は供する目的で飼育している豚	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	ラテックス凝集反応又は酵素免疫測定法及び間接蛍光抗体法又は中和試験による検査
豚繁殖・呼吸障害症候群	発生 予防	県下全域	次のいずれかに該当する豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚 2 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚 3 肉用に供し、又は供する目的で飼育している豚	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	酵素免疫測定法による検査

アフリカ豚熱	発生 予察	県下全域	アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく調査対象となる家畜	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	遺伝子検査
牛のアカバネ病、牛のチュウザン病、牛のアイノウイルス感染症、牛流行熱及び牛のイバラキ病	発生 予察	県下全域	越夏していない牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認める牛	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	中和試験による検査
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	発生 予察	県下全域	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくモニタリングの対象となる家畜	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	酵素免疫測定法による検査、寒天ゲル内沈降反応検査、ウイルス学的検査

2 その他

牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、牛のアカバネ病、牛のチュウザン病、牛のアイノウイルス感染症、牛流行熱、牛のイバラキ病、豚のオーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査については、静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）及び静岡県畜産関係使用料及び手数料条例（昭和33年静岡県条例第11号）の規定による手数料は徴収しない。

実施の細部については、当該地域を管轄する家畜保健衛生所長の指示による。